技術名称:雑排水管更生技術「マルライナー工法」

I. 概 要

1. 審查証明対象技術

- 1.1 審査証明依頼者 株式会社 マルナカ 代表取締役 中尾 慧理夫 神奈川県平塚市四之宮七丁目 1 番 27 号
- 1.2 技術の名称 雑排水管更生技術「マルライナー工法」

1.3 技術の概要

マルライナー工法は、既存集合住宅の劣化した雑排水立て管内にマルライナーチューブを用いて更生する技術である。マルライナーチューブは、内層をポリエステル繊維筒編み、外二層を特殊ポリエチレンチューブとする三層で構成されている。マルライナーチューブ内にエポキシ樹脂を含浸させた含浸マルライナーチューブを雑排水立て管内に芯材内層と外二層を反転させながら空気圧で配管の中に挿入し、内層のポリエステル繊維筒が雑排水立て管に内接しながら伸張して、パイプ形状の樹脂塗膜を形成する。

2. 開発の趣旨

既存集合住宅の劣化した雑排水立て管の更生を目的とし、配管を取り外すことなく、管の内側に均質で厚い樹脂塗膜を形成することができ、さらに、異なる径の管が接続された配管、曲がり管及び孔のあいた管についても適用できる工法を開発する。

3. 開発の目標

- (1) 更生する既存雑排水立て管の付着物や錆の除去が塗膜下地として十分な程度に行えること。
- (2) 厚さ 1.5mm以上の塗膜が均質に形成できること。
- (3) 立て管に孔がある場合でも実用に耐える途膜が形成できること。
- (4) 立て管と横枝管の分岐継手部においても耐久性のある塗膜が形成できること。
- (5) 形成した塗膜が溶出し、排水に悪影響を及ぼさないこと。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料及び立会試験結果等により、本工法の性能を確認することとした。

- (1)技術概要説明書
- (2) 審査証明資料
- (3) 試験報告書
- (4)技術マニュアル
- (5) 審査の過程において必要とされた追加資料

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認 方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審 査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術において、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 更生する既存雑排水立て管の付着物や錆の除去が塗膜下地として十分な程度に行えると判断される。
- (2) 厚さ 1.5mm以上の塗膜が均質に形成できると判断される。
- (3) 立て管に孔がある場合でも実用に耐える途膜が形成できると判断される。
- (4) 立て管と横枝管の分岐継手部においても耐久性のある塗膜が形成できると判断される。
- (5) 形成した塗膜が溶出し、排水に悪影響を及ぼさないと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 施工は、依頼者が作成した施工マニュアルに従って行うこと。
- (2) 依頼者は、施工管理者・作業者が本技術の施工マニュアル等について十分に理解するように事前の教育を行うこと。

9. 審査証明経緯

- (1) 建築物等の保全技術・技術審査証明事業において、1999 年 7 月 15 日付け審査証明第 9904 号で技術審査を完了した。
- (2) 2004 年 3 月 23 日付けで依頼された本技術に関して、2004 年 9 月 15 日付けで技術審査を完了した。
- (3) 2007 年 11 月 16 日付けで依頼された本技術に関する下記の変更について、2007 年 11 月 16 日付けで技術審査を完了した。
 - ・ 依頼者の変更(「有限会社 マルナカ」から「株式会社 マルナカ」へ)
- (4) 2009 年 7 月 21 日付けで依頼された本技術に関する更新について、技術審査を行い、 2009 年 9 月 18 日付けで技術審査を完了した。
- (5) 本技術に関する以下の軽微な変更について、2012 年 10 月 30 日付けで確認した。 ・移転に伴う住所変更、代表者名変更
- (6) 2014年5月19日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2014年7月14日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2014年7月14日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間(2019年9月14日)とする。なお、今回の更新における変更内容は以下のとおり。
 - ・施工管理体制、責任体制の見直し